

令和 6 年第 1 2 回

君津市農業委員会議事録

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）

令和6年第12回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年12月3日（火）午後3時00分から午後3時31分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 8号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年12月）について

日程第6 議案第 9号 農業委員の辞任について

日程第7 議案第10号 農地利用最適化推進委員の辞任について

日程第8 報告第 1号から報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号から報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（11名）

1 番	内 海 孝 夫	2 番	鮎 川 正 幸
3 番	水 野 徳 子	4 番	小笠原 武 男
5 番	笹 本 幸 恵	6 番	宇 野 真 弘
9 番	小 泉 春 水	11 番	重 田 忠 男
12 番	長谷川 貢	13 番	鈴 木 隆
14 番	石 井 和 美		

欠席委員（3名）

7 番	神 子 純 一	8 番	溝 口 勝 美
-----	---------	-----	---------

10番 齊藤 昇

出席した職員

事務局長	安田	楨則
事務局次長	永 瀧	一 環
農業委員会事務局主任主事	江澤	俊 太
経済環境部農政課企画調整係長	金 子	正 和

◎会長挨拶

会 長 皆さん、お忙しい中、農業委員会への出席御苦労さまです。

12月になりまして、今年もあと1か月ということになりました。年の初めには、大体目標を立てて今年はこれをやろうとか、あれを完成させようというようなことを考えるんですけども、12月になってみると、なかなかできなかったなということが多いんじゃないかと思います。私だけかもしれませんが、12月いつもそういう形で反省するような形になります。

農業委員会のほうは、今年、地域計画ということで、それを進めていただいたり、遊休農地調査をタブレットを使ってやるということで、今までよりも非常に活動する時間が多かったのではないかなというふうに思っております。これは、皆さんが一生懸命やっていたいて、何とかこういう忙しい中乗り越えてこられたなというふうに思っています。本当に1年間ありがとうございました。また来年もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議、お願ひします。

◎諸般の報告

会 長 11月の総会以降に出席した会議、行事等は、11月13日、農業委員地区代表会議に出席いたしました。

11月18日、農業委員会だより「緑の清流」編集会議に出席いたしました。

11月23日、祭日ですけれども、令和6年度千葉県農林水産就業相談会に出席いたしました。

11月25日、令和6年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に出席いたしました。

11月28日、全国農業会議所創立70周年記念式典・令和6年度全国農業委員会会長代表者集会に出席いたしました。

出席した行事は以上です。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後3時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は11名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第12回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の決定

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

12番、長谷川貢委員、13番、鈴木隆委員の2名をお願いします。

◎議案第1号ないし議案第6号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

糠田地先の田1筆、面積2,038平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在1万6,379平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第2号について説明します。

植畑地先の田1筆、面積2,456平方メートルを賃貸借するものです。

譲受人の資格については、令和6年9月総会において審議いただき、許可をいただいておりますが、同じ土地所有者から違う土地を借り直すこととなったため、再度資格について説明させていただきます。

申請理由として、譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は栽培の指導をしてくれる方が近くにおり、就農しやすいためです。

許可基準として、譲受人はブルーベリー栽培を計画しており、木更津市にある施設や法人において研修を受けております。また、県外在住ですが、千葉県内に作業拠点を確保しております。農機具は、運搬車、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。

議案第3号について説明します。

久留里市場地先の田2筆、面積1,534平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により維持管理が困難なため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在9,145平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第4号について説明します。

浦田地先の田3筆、面積3,254平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は体調面の理由により経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は現在2,624平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、ユンボ、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第5号について説明します。

浦田地先の田3筆、面積3,719平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は地域の方から農地の紹介があり、就農しやすい環境であったためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、県内複数の場所で栽培の研修を受けており、技術等については問題ないと思われます。また、譲受人の住所地は県外ですが、君津市内の住居を借りる契約をしており、そこを作業拠点として耕作に当たる予定です。農機具は草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われます。

議案第6号について説明します。

大中地先の田 1 筆、面積1,408平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、君津市内において5,611平方メートルの農地を経営しております。農機具はトラクター、草刈り機、バックホウ、散水車、トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第 1 号について、4 番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4 番、小笠原です。

議案 1 号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊 1 ページを御覧ください。

現場は J A 経済センターの東方約300メートルの付近に位置している田んぼであり、11月21日、譲受人による現地の確認をしました。譲受人は田んぼとして維持管理をしていくもので、特に問題ないと思いますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 続きまして、議案第 2 号について、5 番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5 番、笹本です。

第 2 号議案について御報告します。

詳細は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

場所ですが、別冊 2 ページを御覧ください。

紙面上のほうに西栗倉とあります。そこから富津方面へ向かって国道465号線が通っています。西栗倉と書いてあるところから約 1 キロほど入ったところを左折し、500メートルくらい入ったところの左側、小糸川沿いに申請の場所があります。現地はきれいに耕うんされていて、周りもコンボで掘りを上げてあり、すぐにも作業のできる状態でした。

11月26日午後3時に双方の代理人と会い、聞き取り調査をしました。前の場所は、掘ってみたら水が上がってきて、ブルーベリーの栽培をするには向いていないことから、

今回の申請になりました。

作業をする方は市原を拠点としていますが、栽培に支障なく、またサポート体制も整っているとのことから、特に問題がないと思われます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第3号ないし第5号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 長谷川です。

議案第3号、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所につきましては、別冊3ページ、県道千葉鴨川線の久留里の駅のちょっと先を左折しまして、大多喜方面に向かいます。神明神社があり、その先をまた左折して入ったところ、一木自動車と吉田屋さんのところになります。

11月21日、代理人と現地確認を行いました。譲渡人は遠くに住んでいまして、近隣の住民の方に無償で畑として貸し付けてあります。譲受人は亀山地区で農業に従事し、米や野菜などを栽培しています。今後は、近隣住民と話し合いをすることということです。まだ近くのほうにもこの譲受人は農地を取得してありますので、不許可の要件に当てはまらないと見られます。特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第4号、浦田地先ですね。

これにつきましては事務局の説明のとおりです。

場所は、4ページになります。久留里街道を鴨川に向かいまして、イチハラ自動車の先を左折して500メートルくらいのところにあります。

これも11月21日、代理人と現地確認を行いました。譲渡人は草刈りをして管理しておりました。譲受人は隣接の土地に居住しており、すぐ近くであるということで、現在も米や梅等の栽培をしています。農地には梅とヒガンバナを植栽したいということでした。

不許可の要件に当てはまるものはないと見られますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

もう一点、議案第5号ですね。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は、今の4ページの久留里街道、同じところなんですけれども、イチハラ自動車の先を今度は右折します。そこから約900メートルぐらい先の久留里線を横断したところにあります。

11月24日、譲受人と現地確認を行いました。譲受人は、先ほど事務局がお話ししたとおり、近くにいるということで、ちょうど二、三日前に小櫃に住宅を借家ということでお借りしたということで、現地には先ほど書いてありましたトラックに草刈り機を積んで、現地に来られました。譲渡人は、オリーブを栽培している方に賃貸借契約をしていたが、その方が離農したため返還となったため、譲受人が前の譲受人の知人ということで、小櫃地区に借家を借りて、新規就農ですが、農地には引き続きオリーブを植栽したいということを話しておりました。

不許可の要件に当たるものはないと見られます。特に問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第6号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第6番について御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の5ページをお開き願いたいと思います。

地図の名殿とあるところが県道24号千葉鴨川線の名殿の信号でございます。そこから地図の下の方、松丘橋を渡り、鴨川方面に800メートルほど行ったところを左折しまして、利根部落に入り、亀山ダム方面に向かう市道を300メートルほど行った高水橋という橋がありますけれども、その手前の右側でございます。

11月26日の午後、代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。申請地は田んぼで、今年は水稻の耕作をしておりましたが、来年は耕作できないと返還されたため、売却することにしたそうです。譲渡人は高齢であり耕作はできないため、隣接地でヤシの栽培を計画している譲受人に売却することにしたものです。譲受人は令和6年3月の総会で申請した農地の隣接地であり、作業の効率化を図るため、またこの地域でヤシの栽培を拡大していくために、購入することにしたとのことでした。

営農計画もしっかりしており、問題はないと思われるので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 ただいま議案第1号ないし議案第6号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第7号

議 長 日程第4、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第7号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

大山野地先の田1筆、面積1,180平米を所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

この案件は、令和6年1月に農地法第5条許可を得ていましたが、許可後に譲受人が事業計画を確認したところ、内部規定により不適切な事業計画と判断したため、同年3月に許可取消願が提出され、受理されております。

今回事業計画の見直しを行い、適切な事業計画であると判断に至ったことから、再度申請することになりました。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第2種農地相当となります。

現在、不作地である申請地に太陽光パネル152枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで、造成は行いません。

用水は該当なしで、排水は雨水のみ、自然浸透とし、汚水排水は該当ありません。

工事中は、住宅も近く、道路も生活道のため、騒音等も十分注意を払います。

パネルの配置や角度等を考慮し、付近の住宅への影響を抑える努力をいたします。

発電施設の周囲の安全を考慮し、周辺にフェンスの設置をいたします。

配線工事についても、絶縁パイプに入れ、埋設いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第7号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 1番の内海です。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。

場所ですが、別冊6ページ目を見ていただきたいと思います。

申請場所は、市道4号常代作木線であります。大山野自治会館の先の丁字路がございます。これを山の手フラワー方面に向かい、500メートルぐらい先を龍善寺に向かいます。曲がってすぐのところの左側であります。

11月21日、現地立会人と調整しまして、確認をいたしました。気象、風の影響で、建築物が作用する風のことということで説明を受けました。事務局の説明と重複しますが、令和6年1月に許可を得たんですが、その区分の判断ミスということで、再度申請したということでございます。

近隣農家につきましては、前回のとおり話してあります。

譲渡人につきましては、耕作者も見つからず、借りもできない、後継者もないということでございます。特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して、知事に送付いたします。

◎議案第8号

議長 長 日程第5、議案第8号 令和6年度第6次農用地利用集積等促進計画案（令和6年12月）についてを議題といたします。

なお、議案第8号につきましては、11番、重田忠男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(11番 重田忠男委員 退室)

議長 長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子です。

議案第8号について御説明いたします。

このたび、農地中間管理機構から市に対しまして、農用地利用集積等促進計画案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成しました令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年12月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の資料5ページを御覧ください。

一括契約に基づきます促進計画案の件数及び計画面積につきましては、君津地区1件、田2筆、2,165平方メートル、小糸地区2件、田3筆、3,448平方メートル、清和地区2件、田2筆、1,931平方メートル、小櫃地区20件、田98筆、10万3,395.94平方メートル、畑19筆、

1万997平方メートル、合計25件124筆、12万1,936.94平方メートル。

以上でございます。

機構受け手間契約につきましては、今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書の6ページから26ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第8号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 経済環境部農政課の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第8号について賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで、11番、重田委員の入室を認めます。

(11番 重田忠男委員 入室)

◎議案第9号

議長 長 日程第6、議案第9号 農業委員の辞任についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第9号について御説明いたします。

議案書27ページを御覧ください。

議席番号7番、神子純一委員より、令和6年11月14日付で君津市長に対し、令和6年12月31日を以って辞任したい旨の辞表が提出され、農業委員会委員を辞任するに当たり、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により農業委員会の同意を求めるものです。

辞任の理由としては、体調不良により農業委員の業務ができないためとのことです。このことは、農業委員を辞任するに当たり正当な理由に当てはまると考えております。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がないようですので、議案第 9 号 農業委員の辞任について、同意をすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案について同意する旨、市に提出をいたします。

◎議案第 10 号

議長 続きまして、日程第 7、議案第 10 号 農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第 10 号について説明します。

議案書 28 ページを御覧ください。

清和地区担当、水野聡農地利用最適化推進委員より、令和 6 年 11 月 15 日付で君津市農業委員会会長に対し辞表が提出され、農地利用最適化推進委員を辞任するに当たり、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。

辞任の理由として、配偶者の体調不良等により、農地利用最適化推進委員の業務ができなためとのことです。このことは、農地利用最適化推進委員を辞任するに当たり、正当な理由に当てはまると考えております。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がないようですので、議案第 10 号 農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに決定いたします。

◎報告第1号ないし報告第21号

議 長 それでは、報告第1号ないし第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第11号ないし第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第21号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第21号を終わります。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年第12回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和7年第1回農業委員会総会は、令和7年1月7日火曜日、市役所5階大会議室にて午後2時から開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後3時31分)